産 商 商 第 2 2 号 平成17年6月27日

京都駅ビル開発株式会社 代表取締役 福山 隆夫 様

京都市長職務代理者 京都市助役 松井 珍男子

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について(通知)

平成16年10月29日付けで届出のあった大規模小売店舗について,大規模小売店舗立地法 (以下「法」という。)の規定により,下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジェイアール京都伊勢丹 専門店街ザ・キューブ 京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地
- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに,大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成11年通商産業省告示第375号)(以下「指針」という。)を勘案し,届出書類を総合的に検討したところ,本変更計画の実施により,周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し,市は意見を有しないものとします。

# 3 附帯意見

新設する東駐輪場の位置の利用客への周知を徹底し,駐輪場への適切な誘導を図ると共に,関係機関と密接な連携を図ることにより,当該施設周辺の違法駐輪防止に一層努めることが必要です。

### 意見理由

#### 1 現在の状況(立地状況等)

当該商業施設は,京都駅ビルの中核をなす商業施設であり,都市計画上の商業地域に 立地している。

周辺の地域の状況は、北側は京都中央郵便局、駅前広場及び事務所ビル、西側は事務 所ビル及び共同住宅、南側はJR京都駅、東側は東洞院通を隔ててホテル、事務所ビル 及び工場が立地している。

#### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において,京都駅ビル駐車場の構造上の問題点及び駐輪場への誘導対策等についての質問が出され,設置者から回答が行われた。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

# 4 市の見解

今回の変更計画は、駐輪場の位置の変更であり,東駐輪場を新たに設置するものである。

指針に掲げる事項との関連では、駐輪場を新たに設置することによって駐輪場利用客の分散化を図ることができ、駐輪場利用客に配慮した配置になると考えられる。

なお,新設する東駐輪場の位置の利用客への周知を徹底し,駐輪場への適切な誘導を図ると共に,関係機関と密接な連携を図ることにより,当該施設周辺の違法駐輪防止に 一層努めることが必要である。